吉備スマートインターチェンジ改築事業に伴う事後評価業務委託

特記仕様書

本業務の施行に当たっては、岡山市調査，設計，測量業務等共通仕様書に対する下記の特記及び追加事項に従い業務を履行しなければならない。

１　履行期限を厳守すること。

２　受注者は、契約締結後速やかに着手するとともに、着手前までに工程表、主任技術者及び照査技術者の通知を行い、承認を得ること。

なお、市担当監督員から作業実施計画書提出の指示があった場合、速やかに提出すること。

３　作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。

４　本作業中において疑義を生じたときは、計画機関と受注者との協議のうえ決定する。

５　業務計画書

（１）受注者は、着手までに業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

６　納入成果品

簡易報告書（電子成果物含む）　　１部

（１）簡易報告書とは、紙に印刷した成果品を簡易加除式ファイルに綴じたものとする。

（２）図面は原寸版と縮小版（Ａ３）で印刷したものを提出すること。

７　委託業務チェックリストの実施について

岡山市委託業務チェックリスト運用要領に基づき照査すること。

岡山市委託業務チェックリスト運用要領及び様式は下記のホームページで入手できます。

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032666.html

８　変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$= \left(\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}\right) \times (1+\text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

20211201

９　再委託について

本業務において主たる部分及び次に示す部分については、第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

交通量推計、費用便益分析

１０　ウィークリースタンスの推進

（１）本業務は、ウィークリースタンス（受発注者間で設計業務等の業務環境を改善し１週間における就業環境改善の取組）の対象業務であるため、以下の①～⑨について受発注者の協力のもと取組むものとする。

① 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
② ノー残業デー（水曜日）は、勤務時間外の依頼及び１６時以降に打合せはしない。
③ ノー残業デー（水曜日）に資料作成の依頼を行う場合は、翌日（木曜日）を期限日としない。
④ 金曜日（休前日）に新たな依頼をしない。
⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
⑦ 昼休みや午後５時以降開始の打合せをしない。
⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。（休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう配慮する。）
⑨ その他、任意に設定。

（２）ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」を基に決定する。取組期間については，初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

（３）受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

（４）成果物納入時の打合せにおいて，実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し，「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し，共有する。

なお、「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は下記のホームページで入手できます。

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028872.html